

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第22号（平成19年7月30日）

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項とする。

職員の任免及び職員数に関する状況

職員の給与の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員のサービスの状況

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の福祉及び利益の保護の状況

前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（宮城県からの報告）

第4条 広域連合長は、毎年7月31日までに、公平委員会の事務を委託している宮城県から、前年度における業務の状況のうち次の各号に掲げる事項について、報告を受けるものとする。

勤務条件に関する措置の要求の状況

不利益処分に関する不服申立ての状況

苦情処理に関する申出の状況

(公表の時期)

第5条 広域連合長は、第2条の規定による報告及び前条の報告を受けたときは、毎年10月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、広域連合の掲示場への掲示その他の広域連合長が適当と認める方法により行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。